

商品概要説明書

住宅資金つなぎローン

(2025 年 4 月 1 日現在)

商品名	住宅資金つなぎローン
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○当 J A が取扱う次の住宅資金（以下「原資金」という。）のお借入れを申し込み、お借入れが受けられる方。 ・「住宅ローン（一般型）要項」に基づく住宅ローン（以下「J A 住宅ローン」という。） ○原資金が連帯債務の場合は、本ローンも同様に連帯債務とします。連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。 ○栃木県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○原資金の立替資金を対象とします。
借入金額	○10 万円以上（1 円単位）で、かつ、原資金のお借入決定額の合計額の 90% 以内とします。
借入期間	○1 年以内とし、原資金の資金交付時までとします。
借入利率	○固定金利とし、原資金の借入利率を適用します。
借入時期	○住宅の上棟等確認後、随時借入できます。 なお、原資金で土地代金のお借入も申込んでいる場合は、土地売買契約時に本ローンにより土地代金の対応が可能です。この場合、土地の所有権移転登記を確認させていただきます
返済方法	○原資金の資金交付日に元金および利息等（保証料を含む）を一括返済していただきます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（栃木県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ただし、原資金が J A 住宅ローンで栃木県農業信用基金協会保証としない場合には、連帯保証人を要します。
保証料	○利息方式（外取） 保証料率 年 0.30% 保証料は、融資期間中の残高および利率に基づいて保証料率等により計算し、約定返済日にお支払いただきます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話:0285-83-7725）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

	また、J Aバンク相談所（電話:03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）
その他	○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。

J Aはが野